## (5)食品等の収去検査の実施状況

食品衛生法第28条の規定に基づき実施した収去検査の実施状況については、表8のとおりです。 また、汚染食品の排除、食中毒発生の未然防止対策を図るため、流通食品の細菌汚染実態を把握する 目的で実施した食中毒菌汚染実態調査結果については、表9のとおりです。

<u>長8 収去検査の実施状況</u> 食品等分類	予定数	検査区分 保健所収去					市場収去			
27E 373 //			検 体	不適検体	項目	不適項目	検 体	不適検体		不適項目
弁当・そうざい等		使用基準			6	0			6 0	0
(給食施設の提供食品含む)	2 2 0	県指導基準	190	1 3	5 6 6	1 3	5 1	6	153	1 0
		その他	. , ,		106	0			9 6	6
		使用基準			2 5	0			2 4	0
<i>i</i> 貝彻	2 5	衛生規範	1 3	0	8	0	1 6	1	2 0	1
	2 3		1 3		6	0	1 0	'	5 4	3
食鳥肉・食肉製品等		その他			114				3 2	0
	4 0	成分規格	2 3	7		0	1 7	_		0
	4 0	使用基準	2.3	/	3	0	' '	5	2 4	
		その他			5 6	1 1			7 4	1 4
魚介類等		成分規格			4 9	0			8 2	1
		使用基準		_	1 4	0			1 3 3	0
	1 0 0	暫定的規制値	2 9	3	0	0	152	1	2 4	0
		県指導基準			1 7	0			9 8	0
		その他			8 6	3			5 3 8	2
清涼飲料水	6	成分規格	5	0	2 5	0				
		使用基準			1	0				
氷菓・アイスクリーム類等	1 8	成分規格	1 8	1	3 0	0				
		その他			1 4	3				
乳及び乳製品	1 8	成分規格	9	0	1 0 5	0				
		使用基準			3	0				
豆腐類	4 0	県指導基準	2 6	5	4 4	6	1 2	0	2 4	0
		その他			0	0			6	0
冷凍食品	8	成分規格	2	0	4	0	4	0	4	0
	_	その他	_		0	0	-		4	1
めん類		使用基準			8	0			1 2	0
	3 5	県指導基準	1 4	1	3 8	1	2 1	1	6 3	1
	3 3	その他	' -	'	2	0	_ '	'	2 1	0
菓子類及び生あん		成分規格			3	0			0	0
					1 3	0			3 4	0
	4 5	使用基準	2.4	0	6		1.0	_		0
	4 3	指導要領	3 4	U		0	1 0	0	4	
		県指導基準			8 4	0			2 4	0
		その他			0	0			8	0
食品添加物・調味料		成分規格		_	5	0		_	0	0
・みそ等 	2 0	使用基準	1 1	0	4 1	0	1 2	0	4 4	0
		その他			2	0			3 6	0
青果類	4 0	成分規格	1 2	1	1092	1	3 2	0	2548	0
		使用基準			0	0			1 6	0
野菜・果実加工品	1 0	その他					1 3	0	8 8	0
輸入食品	6	使用基準	6	0	9	0				
		その他			2	0				
缶詰・瓶詰食品	4	成分規格					3	0	3	0
		使用基準		<u> </u>					3	0
卵(液卵を含む)	2 0	成分規格	1 0	0	2 2	0	1 6	0	4	0
		その他			1 7	0			6 8	2
栄養機能食品	2	規格規準	2	0	2	0				
<u> </u>	0	その他	7	0	7	0				
<u>プレルト 物質</u> 遺伝子組換え食品	2 5	その他	1 8	0	1 8	0				
<u> 退因了起換た良品</u> ふきとり検査(設備器具等)	2 1 0	その他	. 0		10		2 1 6	1 0	8 6 4	1 2 0
<u>からとり快車(設備給兵等)</u> 合計	8 9 2	COLE	4 2 9	3 1	2653	3 8	5 7 5	2 4	5 2 9 0	161

(検査区分)

成分規格と使用基準:食品衛生法第11条により、厚生労働大臣により定められたもの。成分規格と使用基準について、合 わないものを販売等してはならないとされている。

規格基準 規格基準型の保健機能食品である栄養機能食品がその規格を満たしているかの検査。

以上が適合しない場合は、法違反となります。

:食品衛生法には、成分規格等定められていないが、通知等により規制値を定められている項目。( 食品 暫定的規制値 中のPCB、魚介類の水銀)

衛生規範、指導要領:食品衛生法には、成分規格等定められていない食品について、製品の要件として通知されている項目。 :食品衛生法には基準のない食品について、奈良県独自で「食品衛生法で規格基準のない食品等の指導 県指導要領

要領」を定め、指導している項目。( 衛生規範で通知されているものを、県独自に基準を厳しく設定し

ているものもある。)

その他 :上記に定められた項目以外にも検査を行い、業者指導の一つとしている。